2　前項の規定にかかわらず、当事者、利害関係参加人又は代理人からその住所、郵便番号及び電話番号を記載した同項の書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する同項の書面については、これらを記載することを要しない。

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第二条　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

一　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面

二　その提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面（前号に該当する書面を除く。）

三　法定代理権、非訟事件の手続における手続上の行為（第十二条において「手続行為」という。）をするのに必要な授権又は手続代理人の権限を証明する書面その他の非訟事件の手続上重要な事項を証明する書面

四　再抗告若しくは特別抗告の抗告理由書又は非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十七条第二項（法第八十二条において準用する場合を含む。）の申立てに係る理由書

2　ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなす。

3　裁判所は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）

第三条　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

2　裁判所は、申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は非訟事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は非訟事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

第二章　非訟事件に共通する手続

第一節　管轄

（移送における取扱い・法第六条等）

第五条　裁判所は、法第六条ただし書又は法第十条第一項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第十八条の申立てがあったときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴いて裁判をするものとする。

2　裁判所は、職権により法第六条ただし書又は法第十条第一項において準用する民事訴訟法第十八条の規定による移送の裁判をするときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴くことができる。

（法第八条の最高裁判所規則で定める地の指定）

第六条　法第八条の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

（移送に関する民事訴訟規則の準用・法第十条）

第七条　民事訴訟規則第七条及び第九条の規定は、非訟事件の移送について準用する。

第二節　裁判所職員の除斥、忌避及び回避

（除斥又は忌避の申立ての方式等・法第十一条等）

第八条　裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならない。

2　前項の申立ては、非訟事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3　除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から三日以内に疎明しなければならない。法第十二条第二項ただし書に規定する事実についても、同様とする。

（除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述・法第十三条）

第九条　裁判官は、その除斥又は忌避の申立てについて意見を述べることができる。

（裁判官の回避）

第十条　裁判官は、法第十一条第一項又は第十二条第一項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができる。

（裁判所書記官及び専門委員の除斥等・法第十四条等）

第十一条　裁判所書記官及び専門委員の除斥、忌避及び回避については、前三条の規定を準用する。この場合において、簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は、その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判官がする。

第三節　当事者能力及び手続行為能力

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十六条）

第十二条　非訟事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、非訟事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を準用する。

（法定代理権の消滅の通知の方式・法第十八条）

第十三条　法定代理権の消滅の通知は、書面でしなければならない。

（法人の代表者等への準用・法第十九条）

第十四条　法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この規則中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第四節　参加

（参加の申出の方式等・法第二十条等）

第十五条　法第二十条第二項の書面には、非訟事件の手続に参加する者が同条第一項に規定する者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

2　法第二十条第一項の規定による参加の申出があった場合には、当該申出を却下する裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

3　法第二十一条第二項の規定による参加の許可の裁判があった場合には、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

4　第一項の規定は法第二十一条第三項において準用する法第二十条第二項の書面について、第二項の規定は法第二十一条第一項の規定による参加の申出があった場合について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第五節　手続代理人

（手続代理人の代理権の証明等・法第二十三条等）

第十六条　手続代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

2　前項の書面が私文書であるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを手続代理人に命ずることができる。

3　手続代理人の権限の消滅の通知は、書面でしなければならない。